広島県消費者啓発動画制作及び Web 広告等業務委託仕様書

1 委託業務名

広島県消費者啓発動画制作及び Web 広告等業務

2 趣旨(事業の目的)

若者は契約関連の知識・経験が十分でないことが多く、令和4年4月に民法上の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたこともあり、若者の消費者トラブルの未然防止に取り組む必要性がこれまで以上に高まっている。

本事業では、若者が興味を持って消費者トラブルについて学べる5分程度の啓発動画を作成するとともに、15秒と30秒のショート動画を作成して、若者の目に触れる機会が多いメディア、SNS、Web広告等を活用した効果的な情報発信を行うことで、消費者トラブルや相談窓口のさらなる認知につなげ、若者の消費者トラブルの未然防止と救済を図る。

3 業務期間

契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

4 業務の主たる対象者

広島県内の高校生~大学生世代の若者(10代後半~20代前半)

5 主な業務内容

(1) 啓発動画制作の業務内容

ア 5分動画

(ア) 企画

・高校生~大学生世代の若者を対象とする動画とし、その世代に訴求する内容で下記のテーマに沿って企画する。

(テーマ)

- (1) 契約の基礎知識 (未成年者取消権)
- (2) SNSを入口とした副業に関する消費者トラブル
- (3) 友人からの紹介による脱毛契約トラブル
- ・高校生~大学生世代の若者を対象とした消費者啓発講座の一環として視聴してもらうこと を想定している。
- 現在消費生活課のサイトで公開している動画 (https://nackynailly.com/troublemanual/contents/index.html) の後継動画の位置付けで制作する。
- ・動画の一部にショート動画を入れ込むなど、制作費を抑える工夫をすること。 (導入部分の後、ショート動画で事例紹介し、その後トラブル回避のためのポイント、巻き込まれたときの対処法などを解説するなど)

(イ) 制作

- ・5分程度の長編動画を3本作成する。
- ・制作に係る費用については、上限103万円とする。

イ ショート動画

(ア) 企画

- ・高校生~大学生世代の若者を対象とすること。
- ・消費者トラブルや相談窓口の認知に効果的と思われる動画を制作すること。
- ・動画を見て、アクション (いいねやフォローなどの行動) をしてもらえるよう工夫すること。

(イ) 制作

- ・SNS 広告及び Google 広告で配信することを想定すること。
- ・30 秒と 15 秒の動画を各 1 本ずつ合計 2 本制作すること。そのうち 1 本は、夏休み期間に公開できるよう、広島県と協議の上、指定する期日までに完成させること。

ウ 共通事項

- ・5分動画の制作に当たっては、広島県消費者トラブルDJ大使である大窪シゲキ氏に出演してもらうこととし、ショート動画にも最低1本は出演してもらうこと。
- ・動画制作に当たっては、県が著作権を持つ別紙の素材を使用できる。
- ・配信媒体に応じた縦型⇔横型への変換やサイズ変更等の加工・編集も行うこと。
- ・各種メディアで活用できるクオリティを有するとともに、自分事であると感じられるようインパクトある内容とする。

(2) SNS広告の配信

ア 履行期間 令和6年7月~令和7年3月31日まで

イ 基本的事項

- ・「本事業により制作するショート動画」と「広島県消費生活課が過去に制作した啓発動画等」を 活用し、広告を配信することにより、消費者トラブルや相談窓口の認知を目的とする。
- ・配信にあたっては、セグメンメーションとターゲティングを設定すること。
- ・広告プラットフォームについては、X (旧 Twitter)・TikTok・Google を使用すること。 なお、Xについては、下記のアカウントを使用すること。

利用するアカウント:県消費生活課公式X(旧 Twitter) アカウント情報:ナッキー&ネイリー(広島県消費生活課)@Nackynailly

ウ 配信方法

- ・本業務の目的を達成できるような配信手法を提案し、広島県と協議の上、決定すること。
- ・配信に係る費用については、検証可能な十分なボリュームを担保するため、下限 100 万円とし、 これを変更する場合は、広島県と協議の上、決定すること。
- ・広告価値毀損の課題「ビューアビリティ※1」「アドフラウド※2」「ブランドセーフティ※3」については、広島県に対する透明性を確保の上、十分な対策を行うこと。
- ※1 ビューアビリティ:広告が実際に閲覧可能な状態で表示されているか。
- ※2 アドフラウド:広告が"機械"ではなく、"人"に対して表示されているか。

具体的な対策の内容については、広島県と協議の上、決定するものとする。

※3 ブランドセーフティ:広告が適切なサイトやコンテンツに表示されているか。

エ 誘導先 (LP)

誘導先(LP)は、「広島県消費者啓発情報サイト」(https://nackynailly.com/)を想定している。

才 KPI·目標等

・広くターゲットへリーチし、認知されることを目的に、各媒体毎の視聴回数をKPIとし、以下 のとおりとする。

X(旧 Twitter): 4,668,390 回以上(R5年度の実績値)

TikTok: 657, 212 以上(R5年度の実績値) Google: 3, 479, 142 以上(R5年度の実績値)

- ・設定した目標値に達した場合も、予算の範囲内で事業効果の最大化を目指して事業を継続すること。
- ・Web サイト内で設定した項目に関しては、県の指定した Google アナリティクス上で目標設定を 行い、数値を計測すること。

カ 広告配信時期

広告配信時期については、1回当たり1か月間程度の配信を年に4回以上実施し、広島県と協議の上、決定する。

キ 広告配信先

広島県内とする。

ク 効果測定及び報告業務

- ・業務状況をモニタリングし、スピード感を持って状況に応じて的確に対応すること。
- ・広告配信や Web サイト閲覧等について、広告の視聴回数、Web サイト等の閲覧回数、平均クリック単価、獲得単価、獲得費用 等の費用、閲覧者・視聴者の属性(性別、年齢、地域、特性等)を分析しながら、定期的かつ広島県の求めに応じて報告するとともに、必要に応じてターゲティングの変更、絞り込み等改善策を広島県と協議の上、実施すること。
- ・来年度以降の運用を見据え、業務の効果検証を実施し、今後の改善策の提案を行うこと。
- ・広告配信完了後に、事業の結果分析及び今後の展開について改善提案を盛り込んだ「分析結果報告書」を、速やかに提出すること。

(3) 広島県消費者トラブルD J 大使大窪シゲキ氏を起用した啓発キャンペーンの実施

- ・広告配信後も継続して、消費生活課が発信する情報を見る層を増加させるため、県消費生活課公 式Xのフォロワー数を増加させる取組を実施する。
- ・実施にあたっては、広島県消費者トラブルDJ大使大窪シゲキ氏を起用し、県内の若者に対して、 消費者トラブルへの関心を高めるため効果的な取組に関する企画を自由に提案すること。

6 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の監理業務を第三者に再委託し、または請け負わせてはならない。 受託者は監理業務を除く業務の一部を委託することができるが、その場合は再委託先ごとの業務 の内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記のうえ、事前に書面にて報告し、 県の承諾 を得なければならない。

(2) 業務の履行に関する措置

県は本業務(再委託した場合を含む。)の履行につき著しく不適当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。 受託者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に県に書面で通知しなければならない。

(3) 成果品の利用

本業務による成果品の著作権(著作権法第27条及び28条規定の権利を含む)は県に帰属するものとし、また、県は、本業務の成果品を自ら使用するほか、本業務の趣旨に照らして適正と判断される場合は、第三者に本業務の成果品の使用を許諾できるものとする。

(4)機密の保持

受託者は、本業務(再委託をした場合を含む。)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本業務(再委託をした場合を含む。)を履行する上で個人情報(及び電磁的記録)を 取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」(及び「情報セキュリティに関する特記事項」) を守らなければならない。